

国土交通省独立行政法人評価委員会
都市再生機構分科会（第32回）

平成25年7月30日

【林企画専門官】 定刻となりましたので、ただいまから第32回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は、国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室企画専門官の林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、分科会委員8名のうち、5名の委員のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定める会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。森野委員、児玉委員、及び浅見委員につきましては、ご都合により本日はご欠席でございます。

次に、本日の分科会の公開についてでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則及び国土交通省独立行政法人評価委員会情報公開規則に基づきまして、独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件である議事（2）及び（3）につきましては、非公開の扱いとさせていただきます。傍聴の皆様方には、議事（2）に入る前にご退席をお願いすることになりますので、あらかじめご了承ください。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の次に、名簿、その次でございます「資料一覧」のとおりでございます。議事の一部を非公開とさせていただき関係で、資料の一部も委員限りとさせていただきます。資料に欠落等ございましたら、事務局までお申し出ください。

国土交通省及び都市再生機構の本日の出席者は、お手元の座席表のとおりでございます。

本日の議事は、議事次第のとおりでございます。議事（1）につきましては、意見聴取事項、議事（2）及び（3）につきましては、審議事項となっております。議事録につきましては、委員にご確認いただきました上で、議事要旨とあわせて国土交通省ホームページに公表することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。これからの進行は、長沢分科会長にお願いしたいと存じます。長沢分科会長、どうぞよろしく願いいたします。

【長沢分科会長】 それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

まず本日の議事（１）ですけれども、「業務方法書の変更について」でございます。この点、都市再生機構よりご説明をお願いしたいと思います。

【内山総務人事部長】 総務人事部長の内山でございます。私から業務方法書の変更につきまして、ご説明をいたしたいと思います。

資料１－１をごらんいただけますでしょうか。

変更の内容についてです。建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が、去る５月２９日に公布されました。この法律の中で、機構の業務の特例について定めております。具体的には、機構は都道府県の定める耐震改修促進計画に基づきまして、マンション管理組合等からの受託により共同住宅等の耐震診断及び耐震改修を実施できるという旨を定めておりますが、これを規定しております法律第１４条が第２９条に移動することから、これを引用しております機構の業務方法書附則第３条につきまして、条項ずれの形式的な改正を行うものでございます。具体的には下の表にありますように、業務方法書の附則第３条中、第１４条とあるものを第２９条に改めるという改正になります。

なお業務方法書につきましては、独立行政法人通則法の中で、これを変更する場合は主務大臣の認可を受けなければならない、それから主務大臣は認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならないとされておりまして、今回は、この手続に基づきまして本分科会にお諮りするものでございます。この資料の裏面及び資料１－２につきましては、参考条文及び新旧対照表を掲載しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

【長沢分科会長】 ありがとうございます。

現行の１４条を２９条に改めるということですが、皆様、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

この点は、形式的なところですので、よろしいかと思いますが、よろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

【長沢分科会長】 それでは、議事の進行をしたいと思います。

次は、議事（２）です。「２４年度業務実績評価について」です。

ここからは非公開となりますので、恐れ入りますが、傍聴の方々はご退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者退席)

【委員】 前回の分科会で申し上げましたとおり、委員の皆様につけていただきました事前の評定を踏まえまして、私のほうで資料2-2「24年度業務実績評価調書(案)」を作成しております。この案にございます各項目の評定につきましては、事前評定を皆様にいただいて、その事前評定の分布状況を参考といたしまして、委員の3分の2に相当する6名以上の委員に同じ評定をつけていただいた項目については、その評定を案として採用しております。

それでは、まず各委員からいただいた、事前評定の分布状況及び評定案について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 私より、皆様からいただきました、事前評定の分布状況及び評定案につきまして、ご説明させていただきます。

ご説明を申し上げます。資料2-1をごらんください。A4の一枚紙でございます。

こちらは、委員の皆様からいただいた評定の分布状況をお示ししたものでございます。

「平成24年度」と右上に書かれております欄の一番左側、「自己評価」というところが、前回ご説明申し上げましたURの自己評価でございます。その右の右、「事前評定人数分布」、SS、S、A、Bと書いてあるところが、委員の皆様からいただいた評定を人数分布でお示ししているものでございます。「8」と書いてありますのは、8名の委員全員から同じ評定をいただいたという意味でございます。それ以外の、全員一致ではなかった項目に黄色く網をかけております。全部で6カ所ございました。結論から申し上げますと、先ほど分科会長からお話がありましたとおり、昨年度と同様、3分の2以上の委員、すなわち6名以上の委員が同じ評価であれば、それを採用することとした結果、いずれの項目につきましても6名以上の委員が同じ評定でございましたので、評定案の欄は、お示ししたとおり全ての項目においてURによる自己評価と一致したことになっております。

以下、全員一致ではなかった項目につきまして、ご説明を申し上げます。

最初に1ページ目の一番上の黄色い欄、(3)「地方都市等の中心市街地の活性化等の地域活性化」でございます。1名の委員が自己評価と異なるBの評価でございまして、その理由といたしましては、「URの関与によって活性化した事例が少ない」とのご記入をいただいておりますが、平成24年度単年度での実績に対する直接の評価ということではないとのご趣旨と聞いております。

次に、その下の(4)「防災性向上や環境改善による安全・安心なまちづくり」でござい

ますが、1名の委員が自己評価と異なるBの評価でございまして、評定理由としましては、「取り組みは熱心だが、市街地全体を改編した事例は極めて少ない」とのご指摘でございました。

次に、2の(1)「住宅セーフティネットとしての役割への重点化」でございまして、2名の委員が自己評価と異なるAの評価でございまして、評価理由としては、「計画の量的な進捗に加えて、様々な実験・試行を努力している点は評価できるのでSでもよいと思うが、実験や試行はそれを一般化し、さらなる量的な進捗に繋げることができてこそ意味がある。やや警告的な意味を込めてAとしたい」とのご指摘、また「よい事例だが、まだ試行段階なのでは」とのご指摘でございました。

次に一番下から2つ目、(2)「特定公園施設の管理」でございまして、1名の委員が自己評価と異なるBの評価でございまして、評定理由は、「沿岸部の『国営公園』に踏み込むべきでない」とのご記入をいただいております、「国営公園自体が感心できるものではないという認識なので、URはそもそもそこに関与すべきではない」とのご趣旨でございました。

次に、その一つ下の4「東日本大震災からの復興に係る業務」でございまして、1名の委員が自己評価と異なるSの評価でございまして、その評価理由といたしましては、「発災直後の対応が遅すぎた。URの問題と言うより、当時の政府の判断だと思われるが、URの業務命令でなく、プロとして現地を視察した職員がどれだけいたのか。例えば週刊文春の記者は、3月11日夜、現地に入り、3カ月間、取材を続けた。URで復旧・復興のプロを自認する中で、オフタイムに現地をウォッチした職員がいたのだろうか」とのご記入をいただいております。

次に、裏面にまいりまして、中ほど、3「一般管理費・事業費の効率化」と、4「総合的なコストの縮減」でございまして、2名の委員が自己評価と異なるAの評価でございまして、評価理由としては、「すでに20%の高い削減を行っており、そのことは、昨年、一昨年高く評価されている。今年は、昨年と比べほとんど変化はなく、中期目標の終了も近いことから、順調な達成ということでAが適切な評価と思われる」とのご指摘でございました。

説明は以上でございまして。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事(2)の進め方ですけれども、パブリックコメントの募集が行わ

れておりますので、その結果、それから評価調書案についての説明をまずお聞きし、それから、皆様からご質問、ご意見をいただきたいと考えております。

まずパブリックコメントの募集の結果につきまして、事務局からご説明をお願いします。引き続き、評価調書案についてもお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 まずパブリックコメント募集につきましては、今回は特段のご意見はいただきませんでした。

続きまして、委員の皆様からいただきましたご意見を盛り込んだ評価調書案について、ご説明いたします。資料2-2をごらんください。少し分厚いものでございます。

前回、この資料につきましてはお示ししてございますが、これに委員の皆様方から事前評定をいただく際に、ご記入いただいたご意見を一番右側の意見欄に追記しております。例えば、最初の1ページをお開きいただきますと、横使いになっておりますけれども、一番右側の意見欄に追記をいたしております。

まず、3ページをごらんください。(4)「防災性向上や環境改善による安全・安心なまちづくり」に関してでございますが、右側の欄にございますように、「人材交流をさらにすすめる、必要なノウハウを積極的に自治体に提供することが期待される」とのご意見をいただいております。

次に、8ページをごらんください。2の(1)「住宅セーフティネットとしての役割への重点化」につきまして、「民間事業者と連携した新たな子育て支援サービスの試行は、次世代を担う子供の育成を社会でサポートする新しい試みとして継続し、その成果を着実に上げていくことが重要である」とのご意見や、「実験や試行を一般化し、さらなる量的な進捗につなげることが期待される」とのご意見、並びに「高齢化対応や少子化対応に関するさまざまな取り組みがなされているが、それらのアウトカム（世帯数が増加、満足度向上、自立支援等）評価の検討が望まれる」とのご意見をいただいております。

次に、10ページをごらんください。④「福祉施設の積極的な誘致等による地域の福祉拠点の形成」につきまして、民間事業者がサービスを提供する施設の利用度や利用者の意向の調査を適切に行い、実際に居住者の満足度向上につながっているかどうかを把握すべきである」とのご意見をいただいております。

次に、12ページをごらんください。(2)の①「団地の基本的類型に基づく事業の実施」についてでございますけれども、右側の意見欄にありますとおり、「団地のリノベーションプロジェクトとしてMUJI×UR等の新たな試みがなされており、旧団地の区切られた

団地のイメージを取り払い、シンプルで分かりやすい白を基調とした若者向けに開放した空間の提案や、新たな暮らし方の提案をしており、従前の団地を生かしながらの取り組みとして評価できる。子育て時代と老年時代とで住居に対する考え方が違う、ライフサイクルによって住居とのつきあいも異なるとする今までとは異なる考え方も徐々に浸透しつつある。そのあたりを意識した取り組みであり、URの賃貸住宅の新しい提案の1つとして今後に生かされるとよい」とのご意見をいただいております。

次に、15ページをごらんください。ロ「定期借家契約の幅広い導入」につきましては、定期借家契約による事業例をさらに増加させ、資産のさらなる有効活用をはかるべきである」とのご意見をいただいております。

次に、16ページをごらんください。(3)「UR賃貸住宅の管理等業務の適切な実施」について、「団地によっては自治会の高齢化や低組織率などに陥っているところもあると推測されることから、人的マネジメントを含めた団地コミュニティーの活性化にさらに取り組む必要がある。収益安定のためには、賃貸収入を着実に確保していくことが大切。今後は、空室率などの改善につながる工夫をさらに進める必要がある」とのご意見をいただいております。

次に、22ページをごらんください。(6)「CM(コンストラクション・マネジメント)方式の導入」に関してでございますけれども、ご意見の欄をごらんいただきますと、「CM方式は、透明性などの課題に対処した機構ならではの画期的な取り組みと評価できる。透明性確保、地元配慮、工期短縮など復興の起爆剤となっており、なぜ機構でCM方式を実施できたかについて分析やアピールを行い、日本全国にフィードバックすることが期待される」とのご意見をいただいております。

次に、24ページをごらんください。(2)「環境への配慮」の項目でございますが、「民間企業の取り組みが進むよう、ノウハウや技術の伝達が期待される。また、今後も社会的貢献に努めることが必要である」とのご意見をいただいております。

次に、少し飛びまして、37ページをごらんください。2「人事に関する計画」でございますが、「少ない人員をやりくりして東日本大震災の復興支援に多くの人材を拠出していることから、その他の業務に支障のないように、十分配慮する必要がある」とのご意見をいただいております。

次に、43ページ以降の「総合的な評定について」でございます。今度は縦使いになってございます。まず43ページの枠組み内の最初の「(法人の業務の実績)」の欄につきま

しては、前回分科会でご提示済みでございますけれども、このうち東日本大震災からの復興に係る取り組みに関しましては、委員から事前評定をいただく際に、この部分に相当する総括的な評価をいただきましたので、そちらに記載を置きかえさせていただいておりますので、ご了承ください。

それから、次に44ページの下欄をごらんください。点線のすぐ下に「(課題・改善点、業務運営に関する意見等)」の欄がございますが、前回の分科会資料では全て空欄となっておりましたけれども、この部分につきましては、各委員から事前評定をいただく際にいただいた意見のうちから、総括的なご意見をまとめさせていただいております。

まず、都市再生業務に関しまして、「地方都市の中心市街地の活性化等の地域活性化に資する取り組みとして、着実な実施をしていることは理解できるものの、地方都市の地盤沈下や経済活動の低迷化が続いていることも現実で、今後も様々な取り組みをしていくべきであり、都市再生事業による地域活性化の一層の活動が期待される」とのご意見、また「密集市街地の整備改善のための総合的な取り組みは、機構の調整機能を生かした機構ならではの取り組みであり高く評価できるが、防災性の向上や環境改善による安心安全なまちづくり等の点は、さらに深化を進めることが期待される」とのご意見をいただいております。

次に、賃貸住宅業務に関しまして、「住宅セーフティネットとしての役割の重点化としての取組、高齢者・子育て世帯などに対する優先入居措置などの適切な実施、あるいは、バリアフリー化を図った住宅の供給、見守りサービスの提供といった様々な取り組みをしている点は評価できるが、その取り組みの成果なども十分配慮する必要がある」とのご意見、また「セーフティネットとしても住宅を維持するためには、長期の整備計画が重要である。機構は、膨大な公共住宅というインフラを抱えているため、長期の整備計画を立て、着実に維持管理と修繕更新を進めることが重要である」とのご意見、並びに「長期にわたって賃貸住宅としての価値を維持していくために、賃貸住宅分野への適切な規模の再投資を行うことが必要である。現状の再投資規模は必ずしも十分ではなく、一部団地ではコンセッション方式によりモダニゼーションを図るなどの工夫がなされるべきである」とのご意見をいただいております。

次に、ニュータウン事業に係る用地の供給・処分に関しましては、「東日本大震災の影響を受けたとされた昨年よりは上回ったものの、年度計画の目標に対しては達成度60%となっており十分ではなく、さらに努力を重ねる必要がある」とのご意見をいただいております。

次に、東日本大震災からの復興に係る業務につきましては、「今回のSSの評価は、今後CM方式による発注を行い、実践の成果として現れてくるであろう発注の成果物とその時間軸によって検証されることになると思われるので、成果が得られるよう引き続き努められたい」とのご意見、また「復興支援が日常・平常業務に与える影響については、継続的にモニタリングするとともに、短期雇用やアウトソーシングにより、支障のないよう対応する配慮が必要である」とのご意見をいただいております。

また、その点線の下でございますけれども、「その他」といたしまして、次期中期計画の策定についてのご意見として、「次期計画に際しては、UR団地において高齢化と少子化のよいバランスをとる対策を検討することが必要である」とのご意見をいただいております。

以上の評価から、総合評定といたしましては、評定の分布状況からいたしまして、Aの案といたしております。

このページ以降につきましては、政独委から示されている観点ごとにまとめた評価でございます。内容といたしましては、前段にご説明させていただいております機構の各種業務につきまして、行政改革的な観点から再度評価をしておるものでございまして、内容的には繰り返しになる部分が大変多くなっておりますので、この部分の説明につきましては割愛させていただきます。

評価調書のご説明につきましては、以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

分科会としての評価をこれから審議させていただくわけですが、審議する間は、再生機構の職員の方にはご退席をお願いすることになっているようですので、機構の職員の皆様は、この会議室のお近くで待機していただきたいと考えております。

審議に入る前に、まず皆さんから機構の職員の皆様に何か質問があれば、先にお伺いしておいて思っておりますが、よろしいでしょうか。もちろん審議の過程でお尋ねしたい場合には、一時的に入ってください、またご説明を続けていただこうと思っておりますが、いかがでしょうか。確認などしたい事項はございませんでしょうか。

では、すみませんが、今直ちにという確認事項はないようですので、ここからは実質的評価の審議に入りますので、機構の職員の方はここでご退席をお願いしたいと思います。審議が終了いたしましたら、またご連絡いたしますので、しばらくお待ちください。

(都市再生機構職員退室)

【委員】 それでは、これから24年度の業務実績評価の審議に入りたいと思います。

順番にやらせていただきたいと思います。1番からやっていきたいと思います。基本的にご意見が割れなかったものについては、特に何か今日この場でご意見を付加したいことがあれば、述べていただければよろしいかと思いますが、そうでなければ、それで決めさせていただき、先に進めさせていただきたいと存じます。

1番目の「都市再生プロジェクトの国家的プロジェクトへの取組」は、Aが全員ですので、この点はそのままということよろしいでしょうか。

次に「社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換」の点も、Aが全員ですので、よろしいかなと思いますが、よろしいですか。

次が「地方都市の中心市街地の活性化等の地域活性化」の点は、お一人の方がBとやや厳し目の評価をつけられておりますが、7名の方がAで、数の上ではAという評定案になっておりますが、何かここについてご意見等がございましたら述べていただいて、ないようでしたら、7名という数字から評定案のとおりAとさせていただきたいと思います。よろしいでしょうかね。

それでは、先に進めます。次も同じく「防災性向上や環境改善による安全・安心なまちづくり」の点ですけれども、7対1ということでBの方が1名おられます。結論としては、評定案としては7名のほうのAとしておりますが、この点は皆様いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、こちらAに決めたいと思います。

次に「住宅セーフティネットとしての役割の重点化・個別団地毎の特性に応じたストック再生・活用等」の中で、まず1番目「住宅セーフティネットとしての役割への重点化」ですが、Sが6、Aが2で、前のものに比べるとお二人の方がAという評価をつけておられますが、これは分布の上ではSが多かったので、3分の2以上ということで、最終的な評定案としてはSとなっておりますが、この点はいかがでございましょうか。

【委員】 一つよろしいでしょうか。私はここをAにしたのですけれども、先ほどもございましたが、やや警告的な、イエローカードという意味でのA評定にさせていただきました。いろいろと実験とか新しい趣向の試みをされていて、そのこと自体とてもよく評価されるのですが、ご説明の中にはあまりなかったのですけれども、実験としてもやや苦しいようなものも、中には見受けられるような気もするのです。そうすると、何か実験をすること自体が目的化していくことが懸念され、実験はあくまでも量的な拡充につなげていくところに、私は意味があると思いますので、その意味でイエローカードでAにさせていただきましたが、今年の評定がSであることについては、既に意見のほうにも書いてござ

いましたので、異存はございません。以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

こちらは、評価調書の意見欄にも、「実験や試行を一般化し、さらなる量的な進捗に繋げることが期待される」といったご意見を記載させていただいております。そうしますと、もしほかにご意見がないようでしたら、数の多かった6のSという評価で決めさせていただいてよろしいでしょうか。それでは、ここはSとして、先に進ませていただきます。

「個別団地毎の特性に応じた再生・活用の推進等」という点ですが、1つ目は「団地の基本的類型に基づく事業の実施」という点で、8名の委員皆さんがA評価ですので、このままAと決めたいと思いますが、よろしいですね。

次の「ストックの再生・活用等の推進に当たりの取組」も、皆さん意見の一致を見ておりますので、Aで固めてよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ご意見等もよろしいでしょうか。

次に進ませていただきます。「UR賃貸住宅の管理等業務の適切な実施」という点で、この点も皆さんの評定ではAというご意見が8名全員一致ですので、分科会の評定としてはAでよろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただきます。次の「ニュータウン整備事業」ですが、URの事前の評価もB、皆さんのご意見もBが8人ということで、ここも意見の一致を見ましたので、あまり議論のないところかと思いますが、よろしいでしょうか。Bに決めさせていただいて、先に進みます。

次は「特定公園施設の管理」で、Aの方が7名、Bの方が1名になっております。数の上ではA評価が7名ですので、評定案としてはAにさせていただいております。先ほどの評価書のご説明の中で、1名の方がBをつけられた理由として、URが沿岸部の公園に踏み込むべきではないというご説明があったのですけれども、その点の説明は、URにお聞きしないといけないのですね。

【事務局】 先ほど申し上げましたが、事前評定をいただく際に、自己評価に対して評価を変更する場合にその理由をご記入いただいております。その理由欄には「沿岸部の『国営公園』に踏み込むべきでない」という記載をいただいております。さらにご趣旨を事前レクなどにおいて確認したところ、お考えとして、国営公園自体が感心できるものではないという認識なので、URはそもそもそこに関与すべきではないというご趣旨だということでございました。

【委員】 意味がわからないので、もう少し説明いただけますか。

【委員】 私も理解ができなかった。ここは、今のご説明だとまた混乱してしまうのですが、国営公園自体にかかわるべきではない、国営公園自体が感心しないということでしょうか。

【委員】 国営公園そのものに賛同しないので、その施設の管理に携わることは、さらによくないことを助長するので、だめだというご意見なのですか。

【事務局】 おおむねそのように伺っております。

【委員】 B評価の理由がよくわからないのですが、いずれにしても、ここは一応7名の方がAの評価をつけていらっしゃるの、分科会の最終的な評価としてはAでよろしいでしょうか。それでは、今の点、ややわかりませんでした、次に進ませていただきます。

「東日本大震災からの復興に係る業務」で、今回SSと事前評価がついていて、URさんからのご説明も結構詳しくいろいろされていたかと思いますが、7名の方がSSをつけられて、1名の方がSということから、分科会の評定案としてはSSとなっているのですけれども、この点は皆さんいかがでしょうか。ご意見はいかがでしょうか。数の上では、SSの評定案どおりの分科会の結論ということでもよろしいかと思っています。

【委員】 さらに追加して意見を述べさせていただきます。このCM方式は始まったばかりですから、実際にどれだけのものができて、どれだけコスト削減、あるいはどれだけ復興が最終的に促進されたかという検証は、まだできる状態にはなっていません。そういう意味では未確定要素があるので評価を慎重にすべきというご意見があるのはわかります。しかし、既に日本の公共工事の入札方式を大幅に変える可能性のある画期的な取り組みであって、その中心的役割を果たされたことと、実際に工期を短縮して、東日本大震災からの復興予算がありながらできなかったことが、URの働きによって工事が実際に動いたことでもSSの評価に値すると思っています。実際にオープン・エンドとかコスト&フィーといった形で最終的にどういう結果が出てくるのかは、国民の皆さんが非常に見守っていらっしゃるの、さらに努力を進めて、今後は中期目標の成果として改めて数字を出していただければよろしいかと思っています。

【委員】 ありがとうございます。

そうですね。一生懸命URさんが頑張っているところを私も評価したのですが、ほかにご意見、〇〇先生、ございますか。

【委員】 全く異存がありません。何年に一度あるような、非常事態ですので、それに対してよく対応されていると思いますので、Sを抑制的につけるべしというお達しが、どうも評価委員会等であるようですけれども、今回SSという評価をしたとしても、違和感はないと私は思います。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、ここは分科会の評定としてはSSで固めたいと思います。よろしいでしょうか。

先に進ませていただきます。裏のページになりますが、「業務遂行に当たっての取組」ということで、1つ目が「地域住民・地方公共団体、民間事業者等との緊密な連携推進」でございますが、ここは皆さんAという評価で意見が一致しておりますので、この評定案を分科会の最終的な評定とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、先に進ませていただきます。次に「環境への配慮」の点ですが、皆さん、URさんの自己評価のSと同じくSをつけていらっしゃる委員が8名ですので、分科会の最終的な評定としてはSに決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご意見はよろしいでしょうか。

それでは、先に進みたいと思います。次は「良好な都市景観の形成」「調査研究の実施」「業務運営の透明性の確保」といった3、4、5のところですが、ここも皆さんの意見はAで一致しておりますので、Aの評価を分科会の最終的な評定にさせていただきたいと思います。よろしいですか。

では先に進みます。次は「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」という、第Ⅱの項目に入っておりますが、1つ目は「業務運営の効率化」の点です。8名の委員の方、皆さんAをつけておられますので、分科会の評定としてはAに決めさせていただきたいと思います。ご意見はよろしいですか。

では次、「適切な事業リスクの管理等」も8名一致ですので、Aでよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。では、分科会の評定としてはAに決めさせていただきます。

次は少し意見が割れていまして、「一般管理費・事業費の効率化」及び「総合的なコストの削減」の点は、6名の方がSでURさんの自己評価と同じですが、お二人の方がAという評価をつけておられます。この点についてご意見はいかがでしょうか。

【委員】 私はAをつけさせていただきました。その理由は先ほど事務局から説明があ

ったとおりで、当初の中期目標で20年度に比べて25年で20%以上ということで、間もなくその中期目標の終了に近づいており、20%ちょっとの削減で、順当に目標に極めて近づいており、目標を著しく超えるような状態にはないということで、Aをつけさせていただきます。ただ委員の皆様が非常に早い段階から削減に取り組んで、それが優れているということでご評価されるのであれば、私は異存ありません。

【委員】 ありがとうございます。

この点は毎年そういうご意見も聞いてきたところではあるのですが、私の記憶では、URさんのご説明ですと、この点は維持をするのも大変なのだというご意見があって、一定のところでは早く目標値には達成したけれども、その後それを維持する努力もしているというご説明だったかと思います。いかがでしょうか。2名の方は一応Aですけれども、数字の上では3分の2ということでS評価のほうが多いものですから、評定案としてはSとしておりますが、この場で皆様のご意見を変えられることがなければ、3分の2のSを分科会の結論としたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、先に進みます。次は「入札及び契約の適正化の推進」で、8名の方がAをつけておられまして、評定案としてもAとしております。分科会の最終的な結論としても、この点はAでよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、さらに先に進みます。次は第Ⅲの「予算」の項目ですが、ここは皆さんAをつけておられますので、評定案はAになっておりますが、分科会の最終的な評定としてもAでよろしいでしょうか。それではAにさせていただきます。

次が、少し飛びまして、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」の「人事に関する計画」のところですか。これは皆さん意見の一致を見てAとなっておりますので、この点もAが分科会の最終結論でよろしいでしょうか。

もう一つ、最後ですが、「関係法人に係る取組」も、皆さん意見が一致しておりますので、Aでよろしいでしょうか。

それでは、特に今までの点についてご意見があれば述べていただけますか。特にご意見はよろしいでしょうか。

そうしますと、今のトータルの案はこの分布状況のままになります。SSが1、Sが3、Aが16、Bが1ということで、総合評価としては分布の多いAの評価ということですが、分科会としてもAの評価でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

そうしますと、ただいまいただきましたご意見の取り扱いを含めて、業務実績評価調書

に関する最終的な分科会としての決定は、私にご一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 総合評価のところ、私も先ほど「セーフティネット」のところでご意見が出ましたように、感じたことがあります。報告書にもいろいろ新しい事業を展開されたことが記載されていて、既存のものを活用した非常にすぐれた取り組みだということはわかるのですが、毎年新しいものがポンポンと出てきて、それがどのぐらい広がっているのかは、正直あまり見えません。ウインドーショッピングのような感じです。

例えばコスト面の取組ですと、去年はこれだけの削減だったけれども、今年はさらにそれを上回って新たな面を工夫した・・・など、努力の改善がどのように経年的につながっているのかがわかります。それは数値評価なので、わかりやすいのは当然なのですが、セーフティネット事業のような定性的な活動に関しても、昨年始めた取り組みがこれだけの成果を得て、さらに課題を明らかにしてこういう改善を行ったというような、PDCA的なところが見えてくると、業績報告書として安心して読むことができます。先ほども広がりを持つようにというお話、ご意見もありましたが、ぜひ評価のところ、そういう姿勢で書いていただきたい。多分やっているとは思いますが、あまりそれが報告書の中で見えてこない、そういう書き方でやっていただくと、国民の方も、しっかり取り組んでいることをご理解できると思うので、お願いしたいと思います。

あと1点追加なのですが、入札の適正化のところ、これまで私は気がついていなかったが、改めて見て気がついたことがあります。入札の平均落札率が81%とありますが、この値は結構低いと感じます。業務内容にもよりますが、建設工事でダンピング発注はしていないと理解しているのですが、最近もいろいろ賃金の問題や、建設労働者の社会保険の未加入の問題、建築資材の高騰などもあります。平均落札率をあまり下げることには注力しないで質を高めることも留意いただきたい。入札の適正化とは、数値が安ければいいということではなくて、その質としてどのような質を確保し、あるいは新しい取り組みを評価するような契約が行われたかという視点も重要です。現在の報告書の表現ですと、一般競争が何件で、何%の落札率で、随契がどれだけ減ったとなっているので、実際の契約の質がわかりません。国交省全体としても入札契約の多様性とか質の確保に取り組まれているので、来年度以降はぜひ、そういった視点で報告書をまとめていただければと思います。

今回はこれで構わないので、今後の課題としてつけ加えさせていただければと思います。

【委員】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

【委員】 今の〇〇先生がおっしゃったことに私も賛成です。今年の評価については全く異存がないのですけれども、私の気になっているところです。来年度以降は、住宅に関しては、おっしゃるように、メニューがたくさん増えていくほうが見栄えがいいというよりも、今立ち上げたさまざまな新しい事業を水平展開していくことも大いに評価したいと思います。ともすれば、ショーケースみたいなものを増やしていけば、こういう仕組みの中で評価をあげるというよりは、住宅の事業は、利害関係者の方といろいろ我慢しながらしていくべきところを、むしろ評価委員会としては励ましてあげるべきだと思います。これはURの方に申し上げるというよりは、我々がもし来年またこういう評価する機会があるとすれば、今まで立ち上げたさまざまな事業をどう水平展開するために注力されているか、その成果があれば、ポジティブに評価してさしあげたらいいのではないかと思います。

また、これも今年はまだ確定的な予兆がありませんけれども、今後気をつけなければならないと思いますのは、〇〇先生がおっしゃったことの2番目であると思っております。職人さんが相当減ってきているし、そうでありながら職人さんの社会保険の加入者が少ないということで、建設産業側がかなり疲弊してきているというのでしょうか、空洞化してきているところがあることを考えますと、安ければいいという今までの姿勢も一考の余地があると思います。変な例えなのですが、英語圏のスーパーマーケットに行くと、紅茶を買おうとすると、フェアトレードといって開発途上国からフェアな調達をして買った紅茶ですということが売られていて、皆さんは多少高くてもそちらを選ばれているところがあります。今後のこういった建設産業の状況を考えますと、安ければいいということで買ったたいて、結局工事現場にいる職人さんたちが社会保険すら入れないといったことは、社会全体にとって非常に具合が悪い。今年はそういうおそれがあるぐらいの感じなのですが、来年以降、必要以上に縮減というよりは、URの価格を考えればフェアに、要らざるものは効率を上げていくのですが、フェアトレードをしなければならぬ局面もあるかもしれないことも、来年の評価のためには留意しておくべき点かなと思います。これも直接URの方に申し上げるというよりは、社会情勢を見ながら、評価委員会側で少し考えておくべきことだと思います。

【委員】 ありがとうございます。〇〇先生、〇〇先生、貴重なご意見をありがとうございます。

ございました。確かに、今お二人がさまざまに言われた点は、私たちとしても留意しながら見ていきたい点だと思います。

それでは、総合評価も一応これでよろしいというご意見もありましたので、先ほど総合評価のところまで言及しなかったのですが、最終的な総合評価としてはAで、書かれている意見もこれでよろしいということで、分科会としておまとめしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

なお、一応SS評価をつけた場合には、親委員会に私から紹介をさせていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に入る前に、機構の方にまた入室をお願いしたいと思います。

(都市再生機構職員入室)

【委員】 今、ご意見の中で2点ほど、委員の方から貴重なご意見がありましたので、お伝えしておきます。

簡単にですが、一つ目は、今まで、こういう新しい取り組みをしたという形で、毎年いろいろな取り組みをご紹介されてきたのですが、その紹介された事業が次にどういう展開を見ているのかについて、委員の表現では「水平展開」というキーワードですが、そういったものを見せていただいたら、新しい取り組みではなくても、こういう形で次なる展開を見せているという報告を、ぜひ来年の報告書には記載していただきたい。行っていただいたことについては、こちら側も、単に新しい取り組みではなくて、その取り組みをいかに努力して継続しているか、そこから成果を出しているかも、委員会としては評価をしていきたいので、ぜひ記載をしていただきたいという点が、1点でございます。

もう一つ目が、契約の適正化に絡んで、あまり落札率が低過ぎることについて、仮に無理な形で価格を下げさせているというようなことで、中で働いている職員の方たちが、現場で、工事の単価などを下げるために社会保険が未加入であるといったような、劣悪な環境に無理に置いて工事価格を下げているというようなことだとすると、別の問題があるということです。そういうことにならないように、質の確保にきちんと取り組んでいただきたい。質の確保についても、どういう点で取り組んでいるのかを報告書に記載していただきたいというご指摘がありましたので、お伝えしておきます。

今のような説明でよろしいでしょうか。

続きまして、議事(3)「業績勘案率の決定について」に、議事を進めさせていただきた

いと思います。

都市再生機構より説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【都市再生機構】 私から、役員の業績勘案率につきまして、ご説明をしたいと思います。所定の様式につきましては資料3-2になりますけれども、資料3-1に一覧表をご用意しておりますので、それによりご説明をいたします。

資料3-1をごらんください。平成24年度におきましては、役員の任期が満了する年度であったこともございまして、退職した役員が8名おります。まず業績勘案率の決定の方法でございますけれども、資料の一番左側でございますように、「法人の業績による勘案率」とありますが、それぞれの役員の在職期間中の法人の業務実績評価に基づく業績勘案率に、その下にあります個人業績に基づく業績勘案率を、加算・減算するという考え方になります。結論といたしましては、8人の役員の業績勘案率につきましては、網かけの部分でございますように、各役員とも1.0としたいという案でございます。

それでは、それぞれの役員の業績勘案率につきまして、要点をご説明したいと思います。

まず、前理事長の〇〇でございますけれども、機構発足当初の平成16年から平成24年まで、副理事長として4年間、理事長として4年間、計8年間在職をいたしました。法人の業績による勘案率についてですが、在職期間中の各年度の業務実績評価につきましては、いずれの年度も「順調」もしくはA評価でございまして、これを踏まえまして1.0としております。これは、ほかの役員につきましても同様でございます。

個人業績についてですけれども、まず担当業務についての業務実績評価等を挙げますが、理事長及び副理事長としまして、繰越欠損金あるいは有利子負債、常勤職員数の削減などを着実に実施して、機構の経営を改善したということでございます。具体的な業績としましては、副理事長時代におきましては、財政投融资の繰り上げ償還を行いまして、ニュータウン部門の経過勘定に係る財政投融资の繰り上げ償還になりますが、低利資金への借りかえを行うことで、財務基盤の強化を実現したということでございます。また賃貸住宅部門につきましては、UR賃貸住宅ストック再生・再編方針の策定などを行っております。理事長時代におきましては、ガバナンス強化という観点から、社内カンパニー制とございますけれども、賃貸住宅、都市再生、ニュータウンの部門ごとに本部を設置する等の、組織あるいは業務執行体制の再編を行ったということでございます。また賃貸住宅部門におきましては「団地マネージャー制度」の導入、都市再生部門におきましても、「プロジェクトマネージャー制」の導入といった体制の構築を行ったということがございます。また東

日本大震災の発生に当たりましては、直ちに対策本部の設置を行い、あるいは仙台と盛岡に震災復興支援事務所を設置し、その後、震災復興支援局に改編しましたことで、全力を挙げて、震災の復旧あるいは復興支援の対策に取り組んだという実績がございます。

なお、〇〇前理事長につきましては、本冊資料3-2の4ページをごらんいただきたいと思っております。この参考資料におきまして②でございますように、理事長時代に、報道による当機構に対する指摘等といたしまして、UR賃貸住宅の建物の表題登記の未登記の問題がございました。⑤でございますが、UR賃貸住宅の建物の表題登記が未登記だった事案につきまして、管理監督する立場にある理事長として厳重注意処分を受けたものでございます。表題登記につきましては、建物の所在、構造、床面積などの登記になりますけれども、賃貸住宅の住棟の一部につきまして、特に30年代ないし40年代の住宅の大量供給の時代に事務作業が追いつかなかつたという事情もあったわけですが、一部の表題登記が未登記であったことがございました。ただ固定資産税等の課税につきましては適正に納付していたということでございますが、この事案の判明後に解決に向けて取り組みを積極的に指導いたしまして、平成22年度末には未登記状態は全て解消しております。こういったことから、この事案の業績勘案率については減算には至らないと判断したところでございます。もとの資料に戻りますけれども、以上のようなことから、網かけの部分になりますが、業績勘案率につきましては1.0としてございます。

続きまして、〇〇前副理事長ですけれども、〇〇前理事長と同様に、機構発足当時の平成16年から、理事長代理として4年間、それから副理事長として4年間、計8年間在職をいたしました。担当業務における業務実績評価ですけれども、特に理事長代理の時代にコスト削減を担当いたしまして、平成19年度の業務実績評価として、「総合的なコスト削減」でS評価を受けております。具体的には、理事長代理の時代に、ただいま申し上げましたコスト削減への取り組みを行いまして、目標の15%を上回るコスト削減率を達成したことがございます。また民間企業における経営者としての経験を発揮いたしまして、営業活動やPR等に精力的に取り組む、あるいは機構の組織の愛称を「UR都市機構」といたしまして、CIの取り組み、あるいはCSの向上について努力しました。副理事長時代につきましては、理事長を補佐して機構の経営全般を見たということでございますが、特に社内カンパニー制の導入等に貢献した実績がございました。以上を総合勘案いたしまして、業績勘案率については1.0としております。

また〇〇前理事長代理ですけれども、平成18年6月から監事として1年間、その後、

理事・西日本支社長として2年1カ月、その後、総務人事等担当理事長代理としまして3年間、計約6年間在職しております。担当業務に係る評価につきましては、「一般管理費・事業費の効率化」で、平成21年度から23年度にわたりましてS評価を受けております。一方で、平成23年度におきましては、「人事に関する計画」におきまして、ラスパイレス指数が前年度よりも上がったこと等によりまして、B評価を受けております。具体的には、監事時代には、監査の適正な執行に努力したことがございますし、理事・西日本支社長としましては、特に今年4月に竣工いたしました、うめきた地区の事業初期における事業推進に尽力しております。また理事長代理の時代におきましては、一般管理費の縮減に努力いたしまして、2期中期における目標を前倒しで達成し、あるいは人員及び総人件費の削減につきましても、計画的な常勤職員数の削減を図り、東日本大震災の発生に際しましては、現地の支援体制を確立しますとともに、震災の担当者を増強いたしまして、当初70人体制であったものを100人増強して、24年4月には170人の体制になりましたが、そういった体制整備に尽力したことがございます。

なお、〇〇についてですけれども、先ほどの、本冊資料3-2の12ページをごらんいただきたいと思っております。西日本支社長の時代に、③にございますが、会計検査院から、共同聴視施設維持管理業務に係る委託料の支払いが過大であるとの指摘がございました。具体的には、テレビの受信障害を解消するために共聴のアンテナを立てて、この維持管理を委託しておりますが、その委託費の積算が過大だったという指摘がございました。これにつきましては、⑤にございますように、速やかに再発防止措置を講じまして、過払い金の返還を受ける対応をとりましたので、業績勘案率については減算には至らないと判断しております。もとの資料に戻りますが、以上を総合的に勘案いたしまして、業績勘案率については1.0としております。

また、〇〇前理事長代理でございますけれども、業務企画担当、あるいは経理資金・業務企画等担当の理事といたしまして2年11カ月、その後、法務・経理資金等担当の理事長代理としまして2年1カ月、計約5年間在職しております。担当業務に係る業務実績評価につきましては、平成23年度に、「入札及び契約の適正化推進」でS評価を受けてございます。具体的には、理事時代には、「契約監視委員会」を設置いたしまして、「随意契約等見直し計画」を策定し、競争性のある契約方式への移行を推進した実績がございます。また理事長代理の時代には、経理資金担当としまして、繰越欠損金の着実な削減を推進し、あるいは新たな経理システムや、経営管理のシステムの構築を行ったという実績がござい

ます。また法務担当といたしましては、弁護士資格を有している役員でございます。経営体制の整備・強化を図ったという実績がございます。以上を総合的に勘案しまして、業績勘案率につきましては、1.0としております。

元理事の〇〇でございますが、役員公募で就任した民間出身の理事でございます。経営企画等担当、あるいは営業企画・広報等担当の理事としまして、2年間在職をしております。担当業務に係る評価といたしましては、民間企業における経営者としての経験を発揮いたしまして、業務運営の透明性の確保等に尽力したということでございます。具体的には、一つは機構のC Iと申しますか、社会的認知度の向上に関する情報発信等を推進した。特に東日本大震災の復興における機構の取り組みについては、ホームページ等を活用しまして積極的な情報発信を行っております。またブランドの戦略、あるいはC S戦略の構築についても貢献をいたしてございまして、例えば「URライト」と言っておりますけれども、機構の定期借家のブランドがございますが、これの全国展開を図り、あるいは「人は、ふれあって育つ」というテレビコマーシャルがありましたが、これについても関東エリアだけだったものを全国展開し、そういうブランド戦略等で貢献したという実績がございます。もう一つは、お客様の声の活用を促進し、そういう仕組みの構築に向けて努力したことがございます。以上のようなことを勘案いたしまして、業績勘案率につきましては、1.0としております。

また、〇〇前理事でございますが、〇〇前理事と同様に役員公募で就任した民間出身の理事でございますが、理事・西日本支社長として2年間在職しております。具体的な業績としましては、一つは、西日本支社の観月橋団地がございますが、その団地再生事業におきまして、民間事業者と連携いたしまして、民間事業者の企画提案等を積極的に活用しながら、UR賃貸住宅のイメージ向上に尽力したという実績がございます。また公共団体や社会福祉法人との間で連携確認書の締結を行いまして、UR賃貸住宅を拠点とする高齢者の見守り活動への支援対策の整備等を行ったという実績がございます。また神戸市や兵庫県、大阪市等との間で、震災発生時の災害時の協力体制に関する協定を締結いたしました。具体的には、震災発生時に機構の職員を派遣するとか、URの賃貸住宅、仮設住宅の用地を提供する、あるいは復興事業に協力するという内容の協定でございますが、そういった協定の締結を行って、枠組みの構築を行ったことがございます。もう一つは、密集市街地の整備の事業手法の一つとして、防災街区整備事業がございますけれども、機構初の防災街区整備事業を、門真市において事業の完了を行ったという実績がございます。そう

いったことを踏まえまして、業績勘案率については1.0としております。

また、前監事の〇〇でございますけれども、監事として3年間在職しております。監事の立場でいろいろな業務上の指摘を行っておるわけですが、特にコンプライアンスの強化につきまして、機構内部だけではなくて、委託先を含めた意識改革の必要性の指摘を行いまして、委託先を含めた個人情報の取り扱い等に関する業務手順の見直し等の対応に寄与したという実績がございます。そういったことを踏まえまして、1.0としてございます。

また、前監事の〇〇でございますけれども、監事として1年9カ月間在職いたしております。民間出身の監事としていろいろな業務上の指摘を行ったということでございますが、特にコスト削減の取り組みに関しまして、新たな発注方式の導入、あるいは複数年契約の拡大等についての必要性を指摘いたしまして、CM方式、あるいはリバースオークションの導入などに寄与したという実績がございます。そうしたことを踏まえまして、1.0としてございます。

簡単でございますけれども、以上で説明を終わります。

【委員】 どうもありがとうございました。

それでは、この業績勘案率の審議ですけれども、こちら機構の職員の方にはご退席をお願いしたいということでございます。先ほどと同様、審議の途中で質問等をさせていただく場合には、適宜入っていただくこともありますが、すみませんが、ご退席いただく前に、もし今の段階でお聞きしておきたい確認事項、質問事項がございましたら、していただいて、それが終わりましたらご退席をいただくことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。何かご質問をしておきたい点はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、すみませんけれども、審議の間、ご退席いただきたいと思います。

(都市再生機構職員退室)

【委員】 それでは、業績勘案率の審議に入りたいと思います。今回は、対象となる方が8名と大変多うございますが、順番にやらせていただきたいと思います。

〇〇さん。この方の業績勘案率は1.0ということですが、これについては、ご意見はいかがでしょう。特に意見はないということで、よろしいでしょうか。

それでは、〇〇さん。この方の場合にはいかがでしょうか。この方も1.0となっております。異議なしでよろしいですかね。

〇〇さん。この方の場合にも1.0となっておりますが、よろしいでしょうか。

〇〇さん。この方もよろしいでしょうか。

次の〇〇さんも業績勘案率が1.0というご説明でしたが、よろしいでしょうか。

次が〇〇さん。この方も1.0というご説明でしたが、何かご意見はございますか。よろしいでしょうか。

〇〇さん。この方も1.0ということでしたけれども、よろしいでしょうか。

最後に〇〇さんですけれども、1.0ということですが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

ありがとうございます。それでは、機構のご説明のとおりのもので、特に分科会として意見はないとしたいと思います。

なお、最終的には、この業績勘案率についても親委員会に持って行って、親委員会の委員長の同意を得て決定されるようですので、その過程での対応がございました場合には、私にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。

それでは、そのほかに事務局から何かございますでしょうか。「その他」事項ですね。機構の職員の方には一応、第(3)の議事の進行が終わったということで、入っていたかどうか。

【林企画専門官】 このままで結構です。

それでは、私から「その他」につきまして、ご説明をさせていただきます。

次期の中期目標・中期計画の策定スケジュールについて、簡単にご紹介させていただきますと思います。都市再生機構につきましては、今年度末で第2期の中期目標・計画が終了しますので、今年度中に第3期中期計画・中期目標の策定作業を行うこととなります。例年、総務省からの「独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案」の作成依頼がございまして、該当法人につきましてこれを作成しまして、国交省の独法評価委員会、親委員会に報告した後に、8月末ごろまでにこれを提出します。その後、政策評価・独立行政法人評価委員会における議論を経まして、11月ごろに総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より「主要な事務及び事業の改廃に関する『勧告の方向性』」が発出されます。主務大臣におきましては、これを受けまして、国交省独法評価委員会の意見聴取を経て、年内を目途に、「独立行政法人の組織・業務全般の見直し内容」を決定いたします。ここまですべてにつきましては、親委員会で対応することとなっております。

その後、これらを踏まえまして、具体的な中期目標・中期計画の策定作業が始まります

けれども、これまでの他の独法の例を参考にいたしますと、中期目標・中期計画の審議につきましては、それぞれ2月ごろ、3月ごろという例が多くなってございますので、おそらくはそのような時期にご審議をお願いすることとなると思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【長沢分科会長】 ありがとうございます。

そうすると、今の「その他」の項目の中期目標・中期計画のお話で、本日の議事は全てとなるかと思っておりますので、事務局に議事進行はお返ししたいと思います。

【林企画専門官】 本日は、長時間のご審議を、まことにありがとうございました。

本日の審議内容等につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、議事録を作成の上、ご出席の委員の皆様にお諮りいたしまして、議事要旨とともに公表することとさせていただきます。本日も資料が大部となっておりますので、机の上にお戻しいただければ、後ほど事務局より郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第32回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —